

温泉利用施設代表者 様

山形県環境エネルギー部みどり自然課長

温泉利用施設における掲示の改訂等について（通知）

本県の温泉行政の推進につきましては、日ごろ御協力いただき深く感謝申し上げます。
さて、温泉法の規定に基づき施設の見やすい場所に掲示していただいている温泉の成分、
禁忌症、入浴上の注意等について、先般、環境省の掲示基準が改訂されました。
このため、各施設の掲示内容を新しい基準に合わせて改訂していただく必要があります
ので、下記により手続きをお願いします。

記

1 対象施設

温泉を公共の浴用又は飲用に供している施設（温泉法第 15 条の利用許可を受けて
いる施設）

2 掲示基準の改訂内容

適応症、禁忌症、入浴及び飲用の心得（別紙のとおり）

3 必要な手続き

(1) 改訂に伴う「温泉成分掲示届出書」の提出

①添付書類：温泉分析書の写し、改訂後の掲示内容の写し、掲示の場所を示す
図面（施設の見取り図等）

②提 出 先：温泉利用施設の所在地を管轄する保健所

	担当課	所在地	電話番号
村山保健所	生活衛生課	山形市十日町一丁目 6-6	023-627-1186
最上保健所	生活衛生室	新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1261
置賜保健所	生活衛生課	米沢市金池三丁目 1-26	0238-22-3873
庄内保健所	生活衛生課	東田川郡三川町大字横山 字袖東 19-1	0235-66-5666

③温泉利用者へ適切な情報を提供するため、できるだけ速やかに提出すること。
（遅くとも平成 27 年 3 月 31 日までには提出すること。）

(2) 施設の掲示内容の改訂

受理された(1)の届出書を踏まえ施設の掲示内容を改訂すること。

担 当 山形県環境エネルギー部みどり自然課
温泉保全担当 大高（おおたか）
TEL 023-630-2208
FAX 023-625-7991

添付書類

温泉成分揭示届出書

揭示(浴用)の変更点

揭示内容(浴用)の様式

揭示内容の作成手順(浴用)

揭示(浴用)の作成 別紙

浴用

揭示(飲用)の変更点

揭示内容(飲用)の様式

揭示内容の作成手順(飲用)

揭示(飲用)の作成 別紙

飲用

飲用の許可をとっていない施設には、飲用の書類は添付してありません。